

## 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第3回）

令和6年5月24日

【福原座長】 それでは、ただいまより、高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議第3回を開催いたします。本日は、皆さん御多忙の中、御出席、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日、田名部委員が所用にて御欠席でございますが、代理として、前回もそのように扱いましたが、全国高等学校PTA連合会の中川事務局長に御出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中川委員代理】 よろしく申し上げます。

【福原座長】 初めに本日の会議で用います配付資料の確認ということでございますが、配付資料は議事次第のとおりということになってございますので、不足がございましたら、事務局にお申しつけいただくということで、確認を割愛したいと思います。

それでは、本日の議題へと移りたいと思います。前回のこの会議におきましては、今回、各関係団体へ意見照会を行うということで御了承をいただいていたところでございます。

質問事項につきましては、皆さん方の御議論を踏まえまして、事務局とも相談をさせていただいた上で、各関係団体に意見照会を行わせていただきました。各団体とも会議に出席して直接意見を述べたいという御希望はなかったのですが、しかしながら具体的な事例を含めて書面で丁寧な御回答をいただきました。

そこで本日は直接の御出席を得ての意見照会ということではなくして、その回答結果を踏まえて議論させていただくという運びといたしましたので、よろしく御了承いただきたいと思います。

新年度の連休明けの大変忙しい時期にもかかわらず、当制度への関心がやはり大変高いようでした。そこで事務局を通じて、各関係団体にお問合せをいたしましたところ、お手元に、この後説明もいたしますけれども、大変詳細に、そしてまた管理職の方々だけではなくして、現場でこの関係職務に当たっている方、学生への指導・相談に当たっている方々も踏まえて、大変多様な丁寧な意見の回答がございましたので、以上のような扱いにさせていただいたということでございます。

では、初めに資料の1として、第2回検討会議での主な意見がまとめてございます。

資料の2が、今申し上げたような経緯で取りまとめました関係団体への質問内容と御意見ということでございます。資料1、資料2をまず事務局より御説明をいただきたいと思えます。

資料2の説明が、そのような意味で、お招きして意見を聞くということに代わるものでございますので、できるだけ詳しく御説明をいただくということになりますので、少し時間を取らせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いをいたします。

では、事務局よりよろしくお願いたします。

**【事務局】** まず資料1を御覧ください。こちらは前回第2回の検討会議での主な御意見につきまして、事務局でまとめさせていただいたものになります。

学業要件全体につきましては、新制度に移行する際に、対象の拡大を踏まえて要件を緩和したのであれば、今回の拡充に当たっても緩和するのが妥当ではないか。「警告」や「廃止」の基準に該当する者が少ない要件については、引き上げてもよいのではないか。要件に該当する者が少ないから、基準を引き上げるとするのはよくないのではないか。学業要件を設けているのは、学校に対して、入学後の学生をしっかりと支援するようというメッセージでもあるのではないか。こういった御意見を頂戴したところです。

また修得した単位数、授業への出席率につきましては、修得単位数に係る「警告」の要件について、現在6割としておりますが、実際の学生は3年間プラスアルファくらいで標準単位数を修得しており、もう少し引き上げて、例えば7、8割としてもよいのではないかという御意見、出席率につきましては、高校段階では6.5割から7割が基準となっている場合が多いことを踏まえ、公的な資金で修学していることを踏まえると、出席率に係る「廃止」の要件である6割はもう少し厳しくてもよいのではないかという御指摘をいただいたところです。

続いてGPA等の成績評価についてですが、相対評価という学生の努力ではどうしようもないことで「廃止」となることがないようにすべき。またGPA下位4分の1という設定が高過ぎたのではないか。新たな特例を創出するよりは緩和をすべき。特例を増やして複雑にすると、必要な情報が届かないのではないか。4分の1を緩和し5分の1とするというのは、国民目線で考えた場合よいのか。特例を設けて、GPAの基準は据置きでよいのではないか。こういった御意見を頂戴したところでございます。

その他といたしまして、大学等における学修指導や生活相談なども大事であること。

制度はできるだけシンプルにすべき。高校段階から、学業要件についてもっと理解して

もらうようにする必要がある。制度が複雑だと、高等学校で先生が生徒に説明するのも難しくなってしまう。こういった御指摘を頂戴したところでございます。

続いて資料2を御覧ください。参考資料1から10として各団体の皆様からいただいた御意見をお配りしておりますが、事務局で項目ごとに整理をさせていただいて、委員の皆様にも御覧いただければとまとめたものでございます。

まず関係団体の方々への御質問の内容について、6点御質問をしました。

一つが、現在の学力・資質要件の確認方法につきまして、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学修意欲、進学目的等を確認し、進学後はその学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るという考え方を取っておりますが、この考え方について、引き続き継続をすべきかどうかということが、1つ目でございます。

2点目は、進学後の学修状況等に関する要件につきまして、「廃止」、「警告」の要件について継続すべきか、何らかの見直しを図るべきか。特に「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」、それぞれの基準についてどのように考えるかということについてお尋ねをいたしました。

3つ目、学業要件の特例についてです。やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」または「警告」区分に該当しないこととしておりますが、これらの考えを引き続き継続すべきか御質問しました。

4つ目、学校内での学修支援・生活支援について、本制度を利用する方で学業要件により「廃止」、「警告」となってしまった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

また5つ目ですが、学生等の修学状況について、「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由として、どのような傾向があるか。またGPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるのか。また、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるのかについてお尋ねをしました。

このほか学業要件以外につきましても、本制度に関する御意見について任意で御回答いただきました。

先ほど座長からもお話がありましたが、事務局からは各団体の皆様にも、可能な範囲で学修支援や学生支援を担当している関係者の方々の御意見等も反映していただくようお願い

いをしました。大変短い期限にもかかわらず、各団体の皆様には加盟校をはじめとした御意見をまとめていただいて、事務局に御提供いただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

続いて2ページ目が今回御意見を聴取した10団体について、記載をしております。

3ページからが、それぞれの項目について、各団体の方々からいただいた御意見を転記してまとめたものになります。恐縮でございますが、各丸の後ろに略称で団体名を記載するとともに、事務局にてポイントと思われる箇所に着色をして、まとめたものでございます。

まず1つ目、入学時の学力・資質要件の確認方法についてです。

1つ目の丸、現行制度の考え方を引き続き維持すべきと考えるが、要件等については事態の変化が生じた場合には、適宜再検討することも必要。

また2つ目の丸、きめ細かい代替的な支援形態が必要といった御指摘をいただいたところ です。

3つ目の丸ですが、支援打切りは致し方ないという御意見も頂戴しております。

4つ目の丸です。大学等への進学後に、学修状況に要件を課すという基本的な考え方については一定の理解ができる。

また次の丸、要件の厳格化を極力避け、弾力的な取扱いを検討することが望ましい。

次の丸、おおむね妥当な方針であると判断する。また「一定の要件」が求めているものやその妥当性について、生徒や学生あるいは社会に対して教育的かつ丁寧に説明すべきという御意見を頂戴しております。

また次の丸ですが、現在の確認方法について継続することが適当という御意見を頂戴しております。

このページの最後の丸、現在の考え方を継続すべきである。単に学力だけではなく、地域活動・ボランティア活動などを評価する観点も必要である。精いっぱい頑張ったにもかかわらず成績不振となる学生もおり、こういった学生に対しては救済を検討してもよいと考える。こういう御意見を頂戴しております。

4ページが一番上の丸、学修意欲、目的意識が高い生徒・学生が経済的な理由で進学を諦めることがないように支援をすべき。

また継続的に学力が不足している学生ではなく、一時的に僅かに不足している場合、斟酌できる余地はないか。相対評価によらず、絶対評価とするなど順位によらないような見直しを図れないかという御意見を頂戴しました。

次の丸、勉強意欲の継続などの観点より継続しつつ、各大学等で学生の事情等に配慮したフォローが必要という御意見を頂戴しました。

次の丸、支援対象の拡充につきまして、本来の趣旨に沿ったものであり、非常に意味のある改革、今回の拡充に当たっても緩和することが妥当ではないかという御意見を頂戴しました。

最後の丸、支援対象範囲拡大に伴う公費の増額が見込まれ、本制度の運用についてはより一層の透明性と公平性が求められる。そうしたことを踏まえ、支援継続の条件には今後も一定程度厳格な基準を定めることが適切という御意見を頂戴しました。

続いて、2つ目の御質問、進学後の学修状況等に関する要件について、修得単位数、授業への出席率、GPAの要件のところ です。

1つ目の丸です。修得単位数の割合、授業への出席率について、設定水準も適切であるものと判断できる。GPA等の成績評価についても、一定の例外措置が既に講じられており、現状は適切な指標として機能しているものとする。

次の丸、当面の間は現行基準を維持し、対象となる学生にとって不利な取扱いとなる場合には、例外的な配慮を行うことも可能とする方針がよいのではないか。

またこれは前回の会議でも御指摘いただきましたが、新制度利用学生等のアンケートにつきまして偏りがあるのではないかという懸念、GPAの要件は緩和あるいは除外する方向で検討すべきという意見も、加盟大学の中で見られたという御意見を頂戴したところです。

次の丸、出席率につきまして、授業形態等に精度を欠ける場合があるという御指摘をいただきました。

その次の丸、「廃止」や「警告」の要件については、厳格化は極力避け、弾力的な取扱いを検討することが望ましい。「修得した単位数の割合」について、現要件の該当者が少ないことをもって要件を厳しくすべきではない。また授業への出席率につきましても、要件を厳しくすべきではなく、その弾力的な取扱いが検討されてよい。GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること、GPA要件につきましては、相対評価であるため、学生がいかに努力しても下位4分の1に属してしまう場合があるという御意見を頂戴しました。

6ページです。

修得した単位数の割合につきまして、学修意欲が乏しい場合は、修得単位数が少なく、かつGPAが下位となることから、単位数が6割以下であることかつGPA等が下位4分の1の範囲に属することを警告対象とすることが実態に合致すると思われるという御意見を頂戴して

おります。

また授業への出席率につきまして、一律の基準で出席率を測定している大学は少ないのではないかという御意見を頂戴しました。

(3) GPA等の成績評価ですが、実効性を有する適格認定の基準としては「GPA下位4分の1」だけで十分だと考える。大学においては、GPAを活用した厳格な成績評価が定着し、奨学金の審査などにおいてもGPAが最重要基準となっているため、大学の教育改革方針との整合性も高いと判断する。

「警告」の要件である「GPA等が下位4分の1に属すること」については、他の要件に比べて不均衡に厳しいのではないか。2回連続で該当したとしても、一概に本人の学修意欲が乏しいと判断することはできないという御意見を頂戴しました。

その他のところですが、1つ目の丸、対象人数の拡大を目指す本制度の課題は、いかにして中学生や高校生にできるだけ早く正確な情報を提供し、学修意欲を向上させるかという点にある。

2つ目の丸、学業と社会経験を取り混ぜ休学を挟んで卒業する場合など、積極的に評価すべき修学の仕方もある。修業年限を超えることを一律に排除すべきではない、3つ目の丸、「停止」は場合により再支援が可能になるなど定義と趣旨が曖昧という御指摘をいただいております。

次に、7ページです。

支援対象者を多子世帯へ拡大することが見込まれていることもあり、要件を緩和することが望まれる。「警告」のGPAについては、要件を緩和する方向で見直しが見られる。「出席率」の要件についても、要件を緩和する方向で見直しが見られるという御意見を頂戴しました。

次の丸、その団体の中で意見が分かれていることを前提としつつ、御意見を紹介していただきました。

1つ目が、基準を緩くすることは社会からの賛同を得にくく、「継続」することで異論はない。2つ目、単位数の割合、出席率の要件については、より厳しい基準にしても問題はないのではないか。3つ目、単位数、出席率については少し緩和してもよいと思う。出席率については廃止にしてもよい。GPA等が下位4分の1に属する指標は、支援対象学生数が拡大した場合、達成できない学生が増加することになる。指標を新たに設けて判断するか、全国共通の何らかの指標を設けて判断すれば、ある程度の公平性が担保されると考えるといっ

た御意見を頂戴しました。

次の丸です。修得した単位数の割合について、現状は適切であると考えており、継続すべき。授業への出席率について、現状は適切であると考えており、継続すべき。また相対評価によらず、絶対評価とするなど順位によらない見直しを図れないかという御意見を頂戴しました。

最後の丸です。制度の趣旨として学業要件を設けることに関しては、継続すべき。今後はより柔軟な授業形態が進むと考えられるため、授業への出席率については、見直しも検討する必要があるように思われるという御意見でございました。

次のページの1つ目の丸、廃止に関する要件については適用範囲を狭め、警告の要件を拡充すべき。授業への出席率は学生の本分に直結することから、少なくとも現状基準の維持は必要。修得単位数の割合、成績評価については、高等専門学校の実情に合わないものもある。標準単位数の6割以下は留年が決定する低さであり、「警告」の意味をなしていない。GPAについては下位4分の1にあるか否かを学生本人が認識していないと思われ、GPA1.8未満というような数値で示すほうがよいと考える。こういう御意見を頂戴しました。

次の丸です。GPA要件については、必要以上の緩和は社会の理解を得られない可能性があることから、現行基準は据え置くことが適当ではないか。4分の1以下であっても「出席率等の他の学業要件を満たせば警告に該当しない」を新たに加えてはどうか。

修得単位数の「警告」に当たる「6割」については旧給付型奨学金で基準とされていた「8割」に、また出席率の「廃止」に当たる「5割」については「3分の2」に、それぞれ厳格化してもよいのではないかという御意見を頂戴しました。

次に3つ目、学業要件の特例についていただいた御意見を御紹介します。

1つ目の丸、例外措置・特例に関しては現行の考え方を継続することが妥当と考える。「やむを得ない事由等がある場合」、現在の特例については、その判定等の事務負担が多大であることから、これまでの運用実績を基に例示の追加や事例集の作成・公表を検討されたいという御指摘を頂戴しました。

また本特例について、継続すべきであるという御意見をいただいております。

4つ目の丸、家庭事情や深刻な疾病等の学生本人の責に帰さない「やむを得ない事由」は依然として存在することから、特例措置は引き続き継続すべきという御意見を頂戴しております。

次の丸、特例①（災害傷病、その他の事由のやむを得ない場合）につきましては、学生

を救済するための妥当な取扱いと考える。例えば、「留学」を追記するなど、廃止要件①に該当しない場合の範囲を拡大すべきという御意見をいただいております。

特例②「教育課程の特性」につきましては、基本的には、この特例を必要としない適正なレベルとなるようカリキュラムや学生への指導などを見直すべき。「資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる」ことの確認に大学等の恣意性が働く可能性も高いと思われるため、この要件は削除するか、または内容を見直す必要があるという御意見を頂戴しました。

下から2つ目の丸、継続することが適当。また、特例②「教育課程の特性」については、要件の緩和で対応することが適当という御意見を頂戴しました。

最後の丸、学生に寄り添った対応をするためには、学業要件の特例の2つは当然、維持すべきと考えるという御意見を頂戴しました。

続いて10ページ目です。

1つ目の丸、学生本人の不利益にならないよう継続すべき。特例①については、必要性に関して強い訴えがある、また特例の②につきましても継続すべきという御意見を頂戴いたしました。

3つ目の丸、4つ目の丸、継続すべきと考えるという御意見を頂戴しています。

最後の丸、基本的なGPA要件の基準は据え置くことが望ましいが、「相対評価」というGPAへの特性を考慮する必要がある。特例②の1点目「教育課程の特性」については、専門学校における資格取得の状況等に鑑み、現行制度を維持することが必要と御意見を頂戴しました。

続いて4つ目の質問です。こちらは学校内での学修支援・生活支援につきまして、例えば14ページ等は各団体の加盟校からいただいたものを列記していただいたものについて、個別の具体の事例の適用ですとか、今後の改善点について示唆に大変富むものをいただいたものです。恐縮ながら、この場では少しピックアップをしながらの御紹介となることを御容赦いただければと思います。

それでは、11ページを御覧ください。

1つ目の丸、「廃止」または「警告」となった学生への支援につきまして、各種民間団体や大学独自の他の奨学金等を案内、学生相談室等の案内、学生相談室等による相談、学生指導教員・学務担当部署等に状況共有、学生指導教員から修学指導、「廃止」または「警告」の見込みが生じた時点での、制度に係る再度の案内、面談等を実施している、また「廃止」



となった学生への支援についても、各種民間団体や大学独自の他の奨学金等の案内や、「警告」となった学生には、一層勉学に励むような指導などの支援に取り組んでいただいているという御報告を頂戴しました。

3つ目の丸です。未然回避策として、1つ目が、大学でのデータベースに奨学生の方の情報をアップロードすると同時に学業要件について、学生、教員の双方に周知をする、また成績下降傾向の学生に対する注意喚起、前期の成績等から傾向を把握して注意喚起をするといったことを未然回避策として取り組んでいるという事例を御報告いただきました。

また対象学生の個別対応につきましては、③として、年間成績、通算成績の評価を年度中に所属学科へ報告いただいたり、また④、「警告」学生に対して、指導教諭による学修相談、学修計画の再構築だったり翌年度の履修登録への反映、学修支援部署との調整、また「廃止」学生に対してはこれらの学修・進路相談に加えて、納付金の延納分の相談などを行っているという御報告をいただきました。

また「警告」となった方に対して「警告者説明会」を実施しているという事例、また最後のポツですが、前期の成績が出た時点で、「廃止」、「警告」に該当する学生を対象に説明会を開き、現状を周知する資料を配付、説明するとともに、保護者の方に対しても同じ資料を郵送して、「廃止」や「警告」を回避するよう指導しているという事例を御報告いただきました。

続いて、12ページを御覧ください。

上から2つ目のポツですが、「警告」となった学生、著しく単位修得数が少ない学生に対して、面談を行っている。その際に、学修状況や授業に対する理解度または不安、生活状況などをヒアリングして、指導・サポートを行っている、また次のポツですが、「斟酌すべきやむを得ない事由」の面談時から、キャンパスのソーシャルワーカーの方と連携をして支援を行っている、また日本学生支援機構の貸与奨学金や大学独自の奨学金を御案内しているといった事例を報告いただきました。

次に、①のところです。「廃止」となった学生は退学に至っている、おおむね学業以外の事由により大学を選択する、また、貸与型奨学金等を薦めるなど、経済的な支援の情報を個別的に提供し、相談に乗っているということでございました。

②「警告」となった学生には、きめ細かい各種支援を実施し、継続ができています。個別の学修支援の実施や、「廃止」とならないための学修に励むような個別的な相談を実施して、モチベーションの維持に努めているということでございました。

③その他ですが、「廃止」や「警告」になった後の支援では遅いと考える。それよりも、「廃止」や「警告」になる前に出席率や疾病等によって、「やむを得ない事情」の特例に該当する学生を事前に把握することが何よりも重要という御意見を頂戴しています。

続いて13ページです。

一番上の丸ですが、各期の成績数値に学科順位を記載する等を行い、学生自身が学業要件を満たしているかを確認できるようにすることで、学生自身が「警告」などを回避できるような体制にしている。

2つ目の丸、この制度の利用者に限らず、日頃から学修支援、学生支援室やスクールソーシャルワーカーとの面談を行うなどしている。また「廃止」となった場合には、本人からの相談に乗り、別の奨学金を紹介するなどしているという御報告をいただきました。

次の丸です。支援を行っている事例として3ついただいておりますが、「警告」判定のあった学生情報を担任に共有して、修学上の改善を促したり、「廃止」の場合は、奨学金サイトや自治体の助成金等の確認を促す。また学校関係者間の調整で、授業料の分割払い・支払猶予等の対応を行うといった事例の御報告をいただきました。

次の丸です。学生の生活全般にわたるサポートを目的として、担任制度を導入している。担任が主として学生の支援を行うが、バックアップを学年主任の方、学科長の方も行って、組織的な学生指導や学修支援を行っている。

また、1回目の警告時に個人面談を実施して、次回の結果が重要であることと成績向上が必要であることを認識していただくといったことも行っているという御報告を頂戴しました。

最後の丸です。相談窓口、カウンセリングセンター等の設置による学生に対する直接的な支援のほか、「警告」となった学生に対しては、少人数または個別経営指導の形式で補習を実施し、理解度に合わせたペースで遅れを取り戻せるような支援を行ったり、学生が直接相談できる窓口を設置し、定期的に学生面談を行うといった取組でございます。出席率の悪い学生については、担任の方が学生や保護者の方と面談をして対応することを原則としている。「警告」となった学生に対しては、保護者の方にも成績を通知するとともに、学修フォロー計画を提示し、その計画を本人が消化できるように協力していただく。「警告」が出た場合には、「アルバイト時間の短縮等を実施」している。こういった御報告をいただいております。

続いて次の14ページから少し飛ばさせていただきますが、また御覧いただければ幸いです

す。

22ページを御覧ください。学生等の修学状況についていただいた御報告について、御紹介いたします。

①「廃止」の主な理由の傾向です。一概にはなかなか言えない、傾向を見いだせないとした大学や、勉学意欲喪失の傾向が見られると捉えている大学があるといった御報告をいただきました。

またGPA等の要件に連続して該当する学生等の傾向につきましては、「1回目の「警告」となったことにより、修学意欲の低下が見られたり、また一定の傾向が見いだせないといった御報告を頂戴したところでございます。

丸3、やむを得ない事由等の斟酌をするべき余地につきまして、個別具体の事例について挙げていただいたところです。

2つ目の丸です。勉学意欲の低下。不登校。上位に上がること自体が難しいといった御意見を頂戴しました。

3つ目の丸です。学業要件で「廃止」となり、中途退学となった学生の退学理由について、経済的な困窮、修業意欲の低下、精神的な不調、学校生活不適應、学力不振、転学・進路変更など多様になっているといった個別の理由について御教示いただいたところです。

その下の丸ですが、GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生の傾向については、大学によって異なる。事例としては、修業意欲の低下は見られず、勉学に励んでいる。次の2つ目のポツですが、「停止」となった学生の約3分の2はボーダーライン近くにいる。残り3分の1は入学時点から相対的に低い順位から脱することができていない状況にある。成績が回復したり、廃止となる学生もおり、様々である。下から2つ目のポツですが、継続基準相当に成績が向上した学生は4分の1程度。一番下のポツですが、出席率が低く、成績評価、単位取得が低い傾向と、各校によって様々な事例があると御報告をいただいたところです。

次に23ページを御覧ください。

やむを得ない事由としては、通院やカウンセリングを条件とする学生個人の精神的な不調や看病、介護等の家庭事情等が考えられ、これらに対する配慮も検討されることが望ましいという御意見を頂戴しました。

3つ目の丸です。アルバイトに注力するなど好ましくない結果となる。また短期大学については「下位5分の1」に緩和することが望まれるという御意見を頂戴しました。

4つ目の丸です。「廃止」対象学生が退学に至った主な理由は、修業意欲の低下、それに伴う学修不振等である。また主な理由について、進路変更による修業意欲の低下、入学前からの悪化。

4つ目のポツですが、進学目的そのものが曖昧、また一番下のポツですが、1回目の「警告」後も明確な目的意識を持たず就業意欲が低下したままであった。こういった各校のそれぞれの状況について、御報告をいただきました。

丸2、GPA等が下位4分の1の範囲に連続学生の傾向でございますけれども、修学意欲の改善が見られないという御報告をいただきました。

丸3、やむを得ない事由等による何らかの斟酌をするべき余地といたしましては、学生が取得できる合格水準にある場合などが考えられるという教育課程の特性についていただきました。

下から3つ目の丸です。①廃止の主な理由としては、学力不振・修学意欲の低下。下から2つ目の丸です。1回目の「警告」となった場合でも修業意欲が低下したままの学生がいる。3つ目の丸ですが、発達障害傾向にある学生、ヤングケアラーである学生、保護者等の体調不良、失職・短期で安定しない就業等について斟酌するべき余地があるのではないかとという御意見を頂戴しました。

最後、24ページです。

廃止となった学生について、学力不振による進路変更、進路変更を決めたことによる修学就業意欲の低下によるものという御報告を頂戴しました。

上から2つ目の丸、GPAが下位4分の1の範囲に連続して該当する場合、その傾向として、学修意欲の確認で選考された学生がほとんどであり学力不振が一番の原因となると考えている。またヤングケアラーの学生の出席率は斟酌する余地があると考えするという御意見を頂戴しました。

上から3つ目の丸です。廃止の状況についてより詳細な分析が必要という御指摘を頂戴しました。

下から2つ目の丸です。相対評価というGPAの特性を踏まえて、4分の1以下であっても出席率等の他の学業要件を満たせば警告に該当しないを新たに加えたらどうかという御提案を頂戴しています。

最後、参考として、個別の学校にヒアリングを行っていただいた結果の意見、事例について御報告をいただきました。1つ目のポツですが、新制度とは関係なく、中途退学の代表

的な要因としては、経済的困窮、進路変更が大きい傾向にあるのではないかと。2つ目のポツですが、家庭内不和を抱えているケースや、定時制・通信制高校出身者で登校が困難な状況が続いている場合といったケースも御報告いただいています。

25ページ以降、恐縮ながら時間の都合上、私からの紹介は割愛をさせていただきますが、また後ほど御覧いただければ幸いです。

私からの説明は以上です。

**【福原座長】** ありがとうございます。丁寧な御説明をいただきました。

御紹介でお分かりのように、各意見照会先の団体は、そこからさらに加盟の各大学や学校に対してアンケート、意見照会をしていただきまして、その結果が提出されたものでございます。

事例に及ぶ部分につきましては、当委員会の事務局のほうでまとめるというよりは、そのままのものを途中で挟んで、御報告をさせていただいているということですが、要件に関する意見という部分につきましては、委員の皆様方にも分かりやすいように論点別に整理をし直して、本日は御紹介をいただいたところでございます。当委員会といたしましても、御協力をいただきました関係各団体並びに加盟の各大学及び学校の関係者の皆様方の御協力に厚く御礼を申し上げます。

そして拝見いたしますところ、それぞれの現場から具体的に適用されている学生の様子もちゃんと踏まえた回答がなされているように伺えましたけれども、これはまた当委員の皆様方からいろいろな御意見等を頂戴して、内容について精査してまいりたいと思います。

それでは、以上の御報告を受けて、委員の皆様方から御質問や御意見等を賜ってまいりたいと思います。どのような観点からでも自由に御意見をいただきまして、後半まとめてまいりたいと思いますので、まずは御質問かたがた、御自由に御感想でも御意見でも開陳いただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【室橋委員】** いいですか。

**【福原座長】** では、室橋さん、どうぞ。

**【室橋委員】** 非常に丁寧にまとめていただいて、ありがとうございます。

まずやはりGPAのところの言及が、この間議論してきた方向性と割と似ている指摘が多かったのかなというところですね。基本的には厳しいというところで、相対的になっているので、それを学生が把握することも難しいし、どうしても個人の努力外のところで決まってしまうというところで、なのでGPAを絶対基準、一個どこかの団体が1.8か何かに例示し

ていたと思うんですけども、それを1.8みたいな感じで分かりやすく基準を決めるということはあり得るのかということが、まず1個お聞きしたい点です。

あともう1個、加えてヤングケアラーのところは、まさに非常に重要だと思っていて、今国会でまだ可決していないと思うんですけども、子ども・若者育成支援推進法の中の改正案のところは、多分ヤングケアラーが含まれていると思うんで、その改正も踏まえると、やはりここで条件として新たにそれを考慮するということが選択肢としてはあり得るのかなということを感じたところです。まずはそこに関して。

**【福原座長】** ありがとうございます。

この支援の体制という点につきましても貴重な御意見いただきました。まず前半で御質問、御意見をいただいたところでございますが、GPAの評価が相対的なものであるということに関しての何か工夫をということでございました。今、室橋委員から御質問があった点について、事務局のほうで、何か御説明があった意見等について、お気づきのところがありますか。

**【事務局】** ありがとうございます。事務局からは、現在、相対評価としている制度設計の趣旨をまず御説明したいと思います。

GPA要件について設けている趣旨としましては、学修成果の質、特に給付型奨学金、授業料等の減免を受ける学生等の学修成果の質について、一定の水準を設ける必要があるということで、このGPA要件を、学修意欲だけではなくて、学修成果の評価として設けているところでございます。

その際に絶対評価とすると、どうしても大学等によって水準がまちまちになってしまうという課題がありますので、絶対的な水準を設けることはなかなか困難である。そうしたことから、相対的な水準による要件として、この制度を立ち上げるときに、GPAによるものを設けたということが現状の仕組みの説明となります。

ただ一方、少し踏み込んでしまっただけで恐縮ですが、確かに学生の立場からすると、御自身が蓋を開けてみないと、実際自分が下位どれぐらいなのかというところは見えないという御指摘もそのとおりだと思うところもございますので、今回の事例の中でもあらかじめ自分がどういった立ち位置にいるのかを見えやすくしたりですとか、そういった自身の学修状況がより見えるようにする工夫に取り組んでいただいている事例も、今回各団体の方からの書面でいただきましたので、そういった事例につきましても、我々としても各関係する学校に取組をお願いするということも考えられますので、そういった好事例集ですとか、

グッドプラクティスといったものをより普及していく工夫ができないかということを経務局でも考えていきたいと思っております。

【福原座長】 なるほど。そうですね、GPAというのは、全部データがそろって、期末に判定されるものだから、自分の位置づけというものが、途中のプロセスではなかなか認識できないということもあって、ああそうだったのかという結果を受け止めざるを得ないという状況が出てくることは、何とか避けてあげたい。

事例の中でも、最終判定までに何か資料があって、本人に気づかせて、そして相談するというのも書いていましたよね。それはそれで支援のところですよ。

室橋委員に御質問をいただいた相対的な要素をできるだけ客観的なものにするための取組というのはどこですか。どの意見ですか。

【室橋委員】 私立高等専門学校です。

【福原座長】 どこですか。何ページですか。

【室橋委員】 8ページで……。

【福原座長】 まとめの8ページの……。

【室橋委員】 やはり相対的で、なかなか分かりにくい。本人が認識しづらいというところで、「GPA1.8未満というように数値で示すほうがよいと考えます」というところで、これは、大学主幹で基準を決めるということはあるのかなと思ったんです。

【福原座長】 ああなるほど。下位4分の1ということが、さらにGPAというだけではなくて、その4分の1というのは一体どれくらいかというところが、なかなか分かりにくいからと。なるほど。

【室橋委員】 はい。今回みたいに多子世帯みたいな形で対象が増えていくと、やはり、その難易度も都度変わってしまうので、それだったら一定の基準を設けたほうが、制度変更にも耐えやすいというところはあるのかなということは感じたところです。

【福原座長】 高専のほうで出てきた御意見に親和的な御意見を今述べていただいたということでございます。ありがとうございます。

ほかにどうぞ、御質問かたがた自由に。今のような形で提出された意見の内容をさらに我々は見えていくことができるかと思っております。御自由にどうぞ。

もし全般的ということでは言いにくいということになれば、大体おまとめいただいたものが、まず要件に関して、入学時の学力・資質要件の確認という1番目にあって、そして2番目が進学後の学修状況等の要件、3番目に学業要件の特例みたいなこと、要件というような

ものが、まず前半にあります。

後半4と5に、現行制度の運用に当たっての現場の様々な取組。実はその取組の中から、その要件の意味をフィードバックしていくこともできるのですけれども、まず要件のほうで出てきたところについて御意見をいただければ、次の議論に結びつけていきやすいと思います。

もちろん後半の議論と結びつきますので、後半の4や5のものに関係します。現場の様子を見た上で要件を検討しなければならないので、学生の立場から考えた要件という意味で、今、GPAという要件に関する意見が一つ出てきました。

ほかはいかがでしょうか。もちろんGPAについても結構です。

【吉岡委員】 よろしいですか。

【福原座長】 吉岡さん、どうぞ。

【吉岡委員】 いろいろと難しい問題があるんですが、要件については、一つは出席率をどうするかという問題がありました。また、取得単位をどうするかという問題と、大きなものはGPAだと思うんですけれども、その全体を含めて、1つはどの段階で判定していくのかという点です。今、先生がおっしゃったように、卒業段階で124単位を取っているかという形で判定するというやり方と、例えば高専もそうでしょうし、大学によっても、進級制みたいなものを取るところもある。今、教養学部が残っているのは、東大ぐらいなのかもしれませんけれども、2年生から3年生になるときに、ある種の壁があるというようなやり方をした場合に、そうするとそこでこの基準に引っかかれば、そこで事実上、卒業ができなくなってしまうので、要するに、その段階で廃止になってしまうわけです。一方、124単位を卒業段階でやるという、そこまで持っていったという仕組みです。

ただ考え方としては、むしろ進級制とか、単位を1年生のときはここまで取って、2年生のときはこうと積み重ねていくような方式のほうが、教育上、望ましいという考え方が、むしろ最近広がっているわけです。多分、進級制の復活みたいなことを考えている大学もあると思うんです。

そうすると、どの段階で学生にとって不利ではないような形で修学支援の判断をするかということは、やはり考える必要がある。現段階ではそこまで進んでいないのかもしれないですけれども、将来的にはそういうことが起こるといことが、一つです。

次に、これはほかの意見の中にもありますけれども、出席率というけれども、オンデマンドなどが出てきた場合に、出席の問題というのは非常にカウントの仕方が難しいという



ことがある。

単位とは何かということも、これも度々議論になることですが、最近だと、例えば昔のように授業に出て、授業の回数で大体単位が想定できるというのではなくて、例えばそのゼミとフィールドワークとレポートを合わせて単位を出すような仕組みというのは、もちろんこれも積極的に教育上、望ましいという形になっている。

留学であるとか、フィールドワークであるとかというような形で、例えば半年間留学するというような人が出てくるわけで、その場合の単位のカウントであるとか、成績のカウントとか、出席のカウントをどうするのかという問題がある。これらの制度は、全体としては結構いい方向だと思うんです。多くの大学が努力して、いろいろな教育の効果を考えてやっていること、そちらのほうにいい方向に行っているものを妨げないようにしていくということが、一つは必要かなと思います。すごく大ざっぱな意見で申し訳ないですけども、はい。

**【福原座長】**      ありがとうございます。

今、吉岡委員から御指摘いただいたところですが、先ほど室橋委員からもあったGPA、4分の1という現行の要件の設定の仕方では、相対的なGPAの要件の上でさらに4分の1という、要するに、要件が相対、相対になっているので、もう少し具体的な指標を示して、学生たちが修学意欲を高められるような工夫とか、中間的にプロセスでも自分の位置が分かるようにしてやったほうがいいんじゃないかと思います。

確かにそれもそうですけれども、逆に現場からいうと、今言われたように進級制を取っているところとか、全体の卒業要件までやっているところとか、それが様々ですから、4分の1という大まかな目標を制度としては立てておいて、そしてそれぞれの各大学や学校種に応じて、また大学や専門に応じた修学支援によってカバーしてもらおうということにもなっているということであつたかなと。

だから、高専のほうだけを見ると、もっとそこだけを見ると1.8の方がいいよということであれば、そういったところは、そういう学修支援指標でも立ててもらえばいいのかもしれない。ありがとうございます。

そういう意味で、4分の1という数字が抽象的かというよりは、むしろそのバッファのところをいろいろな現場の支援がうまく埋めてくれているという実態も明らかになったように思います。ありがとうございます。

もう一つ、出席ということ。市原委員から見ると、出席ということに関しては、も

う少し厳しくしたほうがいいんじゃないかという御意見が以前からありました。この出席という要件についても、授業の実施形態が様々になってきたので、その意味での出席ということについて、どこまでこの厳格さを持たせるかということについても、多様性があるかなという御意見でしょうか。

でも、それでも、オンラインでも出席というものは、きちっと取っていますよね。

【吉岡委員】 取っている。ただ、それはいろいろ抜け道がしやすいというだけです。

【福原座長】 そう、そう、そう。

【吉岡委員】 付けっ放しにしているだけとか。

【福原座長】 はい。続きは御意見をいろいろ聞いてからということ。私と吉岡委員がお隣だけで議論していてもしょうがないところもありますので。

仁科委員、すみません、お待たせいたしました。どうぞ。

【仁科委員】 皆さん、もういろいろ精緻な議論をされているので、言いにくくなってしまいましたけれども、やはり今のところは現在のものでいいのかなとは思っています。積極的に変えるまでの強い不合理性は、私は感じないことがあります。

出席、修得単位数も含めて、あえてやはりGPAのところ、4分の1が厳しいかどうかだけが議論になるだろうとは思っているんですけど、ほかは変えないで、逆に言うと、各大学で微妙なノウハウが蓄積してきていることを考えると、このままで令和7年度からの方に移行したほうがいいかなとは思っています。

絶対評価とさっきの相対の問題は、もう多分議論しても切りがないとは思っていて、確かにほかの人によって左右される相対評価はよくないという考え方もあるかもしれないけど、そうはいっても、そのほうが各大学（……音声途絶……）大きい可能性もあるので、今のままでいいかなとは思っています。

以上です。

【福原座長】 ありがとうございます。

そうですね、今、御意見をいろいろと戴いたところでもあります。事務局から、それらの御意見に対して補足したり、追加説明することがあれば、随時お願いしたいと思いますが、何かありますか。

どうぞ。

【事務局】 出席率のところ、少し補足をいたします。確かに授業の形態によっては、出席を取りにくいものもあるかと思えます。そういった場合には、例えば課題の提出状況

ですとか、そういったものを見ながら学修意欲を把握している事例もあると承知しております。その辺り、我々として、学修意欲の見方について、出席率も含めてしっかり事例の蓄積、現場での運用もあると存じ上げておりますので、その辺りをうまくお知らせしていくことで、より運用がやりやすくなるんだなと思いながら、今お話を伺った次第でございます。ありがとうございます。

**【福原座長】** それと、先ほどのGPAという指標の相対性という御指摘は、両方の意味合いを持ってくると思われま。これをもっと具体化せよと、さらに学生の立場に立って具体化してもらったほうがいいという要望もあれば、やはりそこがこの程度になっているからこそ、いろいろな違いに応じて、多様な違いに応じて、それぞれが取り組むことができるんだという面もある。

御意見として、とくに特例が今年から加わってきているし、その特例の中でやむを得ない事情というところを、さらにもう少し何か加えてほしいという意見が複数見られましたね。これは要望として、恐らく現場での特例の取扱いを学生本位で取り扱う場合の声じゃないかと私は承ったものですから、その辺もGPAに関しての御意見として受け止めたいと思います。ほかの先生方がいかがでしょうか。どのような観点でも結構です。今、GPAという観点と出席に関して御意見が出てきておりましたけど、ほかにはいかがでしょうか。

**【中川委員代理】** 一ついいでしょうか。

**【福原座長】** どうぞ。

**【中川委員代理】** 今回この制度で多子世帯の子供が該当になって、人数が増えるということではあるんですけども、それでも大学受験という一つのハードルを越えて大学に入学してくる生徒たちなので、一概にここに今ある基準を緩和することは特になく、今、出ている基準でやっていくと、先ほど御意見がありましたけど、そういう形でもいいんじゃないのかなとは感じています。

**【福原座長】** ありがとうございます。

いろいろなお立場から、ほかに何かありますか。いろいろな学校種や関係で、御意見があれば幸いです。

**【市原委員】** 専門学校立場からいうと、出席率というのは、やはり学びの意欲をはかるものの一番の指数じゃないかなと。私たち専門学校ですと、やはり資格取得、また、厚労省管轄の学校もたくさんありますので、卒業要件だとか、進学要件の8割という高い水準のところもたくさんあります。

ですので、おおむねやはり3分の2ぐらいまで引き上げてもいいのではないかと専門  
学校からの、はい。

【福原座長】 なるほど。そちらのほうは引き上げてもいいと。

【市原委員】 はい。やはり学びの意欲というところが大きいのではないかと。

【福原座長】 なるほど。ありがとうございます。

特に専門学校の場合は、この特例というか、そういうところでの専門性が活かされてい  
ることに関しては、評価が高い意見があった。

【市原委員】 もちろんです。例えば私どもは調理の学校なんですけど、机の上の勉強  
は苦手でも、やはり技術的なところには非常に能力の優れた子がたくさんいますので、そ  
ういう子たちを何とかという。

【福原座長】 なるほど。大学の成績だけじゃなくて、資格だとか、対社会的な技能の  
習得度合いだとか。

【市原委員】 そうです。

【福原座長】 そういったものが、専門学校では見やすいので、そういうものが、ただ  
学業成績というだけじゃなくて、まさに修学した本人が身につけた、そこへ進学して、身  
につけたものが評価できるという。

【市原委員】 そのとおりです。資格を取って、社会に出て活躍するという。

【福原座長】 そうすると、それが今、新しく加わっている特例のその部分は、そう  
いう意味があるということですね。

【市原委員】 そうです。維持してほしいということですね。

【福原座長】 ああ、なるほど。それは短大や大学でも、技能性が強かったり、いろい  
ろな資格と結びついている分野もありますものね。

【市原委員】 はい。

【福原座長】 そういうところにとっては、同様の意見なんでしょうね。

こちらのフロアのほうでいろいろな御意見を戴いて、交換しておりますけれども、オン  
ライン参加の委員の方ではいかがでしょうか。

両角委員、いかがですか。どうぞ。

【両角委員】 ありがとうございます。

大学によっていろいろな意見があって、どうまとめていくのかが難しいなと思って、な  
かなか発言できずにおりました。

多子世帯の方が入ってきて少し考え方で複雑さが増したところはあるのですが、ただやはりこれは基本的に給付型の奨学金で、必要性がある学生に支援をしてあげようということなので、GPAのところに対して、あまり相対的なものの影響が大きくなると、規模が大きくなることでその懸念は大きいのかなと私は思いました。

そうすると、大学時代に頑張っ、成績はとりたててよくなかったかもしれないけど、卒業して、社会で活躍するということもあるので、給付型奨学金というか、こういう学生支援を与えるときに、GPAは相対的に成績が低いというところをどこまで取り上げる必要があるのかなと感じます。

本人の学ぶ意志みたいなところであれば、修得した単位数とか、あるいは出席率というご意見が出ていますが、専門学校の場合ほともかく、大学は出席率を本当に取っているのでしょうか。大学の教員が言って、まずいかもしいのですけど、別に出席率だけで成績をつけているわけでもありませんし、あなたの出席率は何%と、学生ごとに測ってもいいわけでもなく、出席率はどうやってやってるんだらうかと、ちょっと不思議な面もあるんです。

普通に授業に出席していて、標準単位数から一定のところを取っているというところを基本にするのがいいんじゃないかなということ、いろいろな意見を見た上でも、私は感じました。

特例のところについて、丸1の「やむを得ない」というところについて、もう少し幅広く解釈できる余地があってもいいんじゃないかということについては、本当にそのとおりだなと思いました。

丸2のところ、いろいろな御意見があると思うのですが、やはりちょっと複雑すぎる印象を受けます。どこまでこの複雑さということの問題視されているのかがよく分からなかったんですが、これはあくまで機関側に聞いているので、受け入れる大学とか高等教育機関側は、そこまで問題視していなくても、だから問題ないといえないのではないかと感じます。ひょっとしたら高校生側であるとか、高校側から見たら、特例の丸2とか、そこがすごくややこしいというか、複雑で分かりにくいのではないかなという問題は、気になっています。すみません。あまりまとまっていないのですが、以上です。

**【福原座長】** ありがとうございます。具体的なまとめに当たりまして、ここの特例ですとか、その特別な要件というのが複雑になるということがあるのですが、そのことは多様性にむしろ配慮しているという意味ですので、複雑さを避けて理解し易いようにとい

うことと多様な実態に対処することがトレードオフになってしまうというわけではないにしても、特例の例外はそういう要素で決められているということを理解した上で、GPAが厳しいという意見があるのであれば、そういったところで歯止めというか、4分の1というのがあまりにも厳格にならないように、実態に合わせて、緩和していくという役割をその例外が果たしているということなんでしょうけれども、その点について御意見を戴きました。

出席率については、これは学校種や各専門によっても違うでしょうし、実習性の強いところは、大学によっても、かなり出席が重視される。技術系のところは、そうですけれども、その点、人文とか社会科学系のところは講義の出席というよりも、むしろレポートの質だったり、成績の評価だったり、ペーパー試験の評価だったりというほうが、重きを置かれるということもあるかもしれません。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。この意見照会を踏まえて、お感じになったところ、それを今後の我々のまとめに活かしていくべきところをフィーチャーしていくとしたら、こういったところは、いい意見じゃないかとか、ここをもっと我々の意見にも重きを置こうじゃないかとかがありましたら、何なりといただければと思います。

【吉岡委員】 よろしいですか。

【福原座長】 どうぞ。

【吉岡委員】 頂いた資料を読んで、最初に感じたことは、やはり何らかの形で警告を受けたりする学生あるいは可能性がある学生を早い段階で把握しようとする大学の努力とか、実際に担当教員を決めたり、学生相談所であるとかというところでフォローをして、場合によっては勉強も見てあげるみたいなところも含めて、大学に限らずですけれども、学校、大学はかなり努力をしている。これは非常に望ましいことだろうと思いますし、それが機能しているようです。

最初の回で座長がおっしゃっていたように、やはりこれがそういう学校側の努力と結びつくということが必要だという意味では、一定の機能を果たしているだろうと思いますし、警告等を出してほったらかしにされているわけではないということは非常にいいことだなと思います。

その意味では、先ほど仁科委員がおっしゃったように、現状の限りでは、物すごく大きな問題が生じていないとも言えるかなと思います。特例制度を修正することで、一定程度、制度は続けていけるかなと一方で思うんです。

ただ、にもかかわらず、先ほど最初に言いましたように、要するに、例えばそのセメスター制が入ってきたり、クォーター制が望ましいなどとなって、制度自体が、例えば1年ごとの年度で切らないことがどんどん増えてくるということになる。修士までが5年一貫教育という、理工系だったら、むしろそちらが主流になってきています。そうじゃなくても、文系でもそうすべきだという議論も出てくるということになって、制度の変更が非常に激しいので、そういう意味では、かなり早い段階で見直しといいますか、どうなっているのかということウオッチしなくちゃいけないとは思いました。

もう1点、最初からの一つの問題は、GPAなんですけれども、GPAは各大学でかなり定着していると思います。と思いますが、やはりGPAが非常に難しいことは、実際には大学によって、例えばS、A、B、C、Dにして、Dが不可だとか、優、良、可、不可みたいにした場合に、何点をそれに振るのかすら、統一されていないわけです。パーセンテージも、もちろん大学によってすごく違う。計算式も違うというような状態で、これを統一することは非常に難しい。

ただ、難しいので、GPAは使いものにならないということを書いてしまうと、そもそもGPAは何なんだということになってしまうので、やはりGPAは定着させつつ、将来的にはどうか、現にそういう側面がありますけれども、やはり大学での成績を、就職のときに企業はちゃんと見るべきであるという場合に、GPAをちゃんと見ろということになるわけです。大学によって違うから使いものにならないというようなことになったら困るわけで、やはりGPAというものは、方向性としては、ある一定の基準として働くようにしていくということが、つくったからには大切だろうと思います。

ただ、室橋委員の話と重なるんですけども、今後、実際問題としては、先ほどおっしゃったように、例えば4分の1みたいな相対評価に使っちゃうと、前回、室橋委員がおっしゃっていたことですけれども、例えば、ある年は努力して学内の成績で2.0を取れていれば、警告にならなかったのに、1.9だったと。そこで次の1年頑張ったら、2.1取れた。ところがそのときの基準が2.2になっていたので、また警告になっちゃったみたいなことも、理論的には起こり得るわけです。やはり、それはあんまり望ましいことではないだろうと思います。

だから、GPAの制度にとっても望ましくないし、個人から考えてもやはり非常に難しいところが出てきてしまう。なので、やはりその部分を何らかの形で調整しながら、要するに、当面は、学生に対する大学というか、学校側の指導によって、こういうふうに勉強を

していかないと、警告になっちゃうよということを指導していくということでやっていくしかないかなと。かなりグッドプラクティスが出てきているので、フォローするということが実際的なことかなと思います。ただ、やはりGPAは、そもそも、そういうふうに相対的に使うものではなくて、例えば法学部なら、法学部法学科の授業体系全体の成績を平均するわけですから、その段階で、どの程度それが修得されているかということをはかる基準として本来機能すべきものです。

したがって、ちゃんと調べたわけじゃないですけども、例えばアメリカだと、GPAが2.0だったら勧告されて、それが2年続くと退学になっちゃう。極端に言えば、そういう使い方もできるようなものです。

個々の単位ではなくて、その履修体系がどれだけちゃんと修得されているかという基準としてつくられていると考えるならば、本来相対的なものに使うものじゃないかなとは思っています。

【福原座長】 なるほど。

【吉岡委員】 その辺、両角さんが、恐らくご専門で詳しいかなと思うんです。

【福原座長】 ありがとうございます。

両角委員、何かコメントはございますか。

【両角委員】 そうですね。アメリカだと、まさにGPAが何点以下が続くと退学、というような仕組みは取っているんですけども、ただ日本と考え方が随分違う面はあります。退学率が高くもないような国と、大学によってリテンション率がかなり違うような国のGPAの使い方と同じにするのは難しいのかなという感覚は、個人的には持っています。

【福原座長】 ありがとうございます。

今、吉岡先生からの御発言で、私も教えていただいた気持ちがするところは、やはり入学した先の履修のプログラムとか体系というものに沿って、その人が、履修者が、学生が、それに合っているのか、それに対して自分の修学態度が合っているのかということが分かるので、別にそこにいる学生の順位をつけているわけじゃなくて、そこで用意されて入学した先の学校の学びの場と自分との間のマッチングを、そのGPAというもので見ることができるのだということでした。

本来のGPAというのはそういうものであって、別にその人の成績を全校成績の何番目にいるんだというようなものの数値では本来はないんだけど、そういう役割もあるんだけどもということでお話いただきました。



確かにそうですね。GPAは各授業についても、5人しかいなかったら、これでもうAはつけられないのかとか、SとかAは1人しかつけられないとか、そうじゃなくて、今、最初15人以上であれば、GPAに反映する相対評価でやってくださいと。そうでない場合は、Aの数が出ても、ほかのところは、AとかSを縛るとかということをやっていると思うんですけども、GPAを客観化する意味でも、AとかSの数を何%以内にしてくださいという指示が出ているんです。それでも履修者数が少なければ、そういう枠は外しているということもありますよね。ありがとうございました。

まだ関係して、今回の御意見にもう一度立ち返って、御議論いただいて結構ですけども、本日それを踏まえて、この後、まとめの方向を取りたいと思いますので、ここで、これまでの皆さん方の御意見とか、出されてきた意見などを踏まえて、今の状況をもう一度、認識しようという趣旨で、資料の3に、適格認定（学業）の状況については、1回目のときにも御紹介いただいたんですけども、最新の資料が出てきたんで、最新の資料を加えてもらったということもございます。

そういう意味で、改めて適格認定（学業）の状況について御説明を得て、それを踏まえて、次回以降どうしていくかということも考えていきたいと思いますので、この点、説明を加えてください。

**【事務局】** 承知いたしました。

それでは、資料3を御覧ください。

1ページですが、適格認定の状況につきまして、前回の会議まで、まだ令和5年度末のデータが間に合っておらず、令和4年度末までのデータを御紹介していたところです。このたび令和5年度末のデータが出ましたので、そちらについて、令和2年度からの推移を含めて資料としてまとめたものになります。

まず令和5年度末ですが、継続について8割強。これは大きく状況は変わりませんでした。

警告についても、大きく状況は変わっておりません。

停止が新しく令和5年10月から始まりましたので、今回初めてデータとしては現れてまいりました。具体的には連続警告の2回目が、GPA下位4分の1だった場合に停止となりますが、こちらが3.5%でございました。

また廃止につきましては、停止を導入したことに伴いまして、昨年、令和4年度末よりも減っているという状況です。

色で枠を囲っているところを御紹介申し上げますと、分かりやすさを重視して、少し雑

駁なところもありますが、令和4年度末のところの赤枠のところ、GPA下位4分の1となっていた方々が、大体10.8%ございました。一方、令和5年度末に停止となった方々は3.5%でございます。

その下、青枠のところですが、令和5年度末の青枠、連続警告で1.0%の廃止となっている方は、連続警告の2回目がGPAによつての警告となった場合には停止となりますので、GPA要件以外、具体的には修得単位数と出席率によつて、2回目の警告を受けた場合の廃止となっております。

なので、本当に大きなつかみの御説明を申し上げますと、令和4年度末にGPA下位4分の1となっていたことを10%、10とすると、そのうち3割の方が停止、1割の方が廃止になっている。残り6割の方は継続になっているという分布になっていることが、概略ですが、見てとれるということが、昨年度末、停止という数字が出てきたことで見えてきたという状況でございます。

次、資料2ページを御覧ください。こちらは、前回の会議で、私が口頭で申し上げたことを資料でまとめたもので、GPA下位4分の1について停止を設けたことによる変化をまとめたものです。上のところ令和5年9月以前は、1年生のときに警告を受ける、2年生のときに警告を受けると、3年生で廃止となるので、3年生が受給できなくなる。1年生と2年生は受給できています。

ここは停止でも変わらないのですが、4年目が廃止のため、その後いかなる努力、学修成果の質を上げて、受給資格がなかったということが、令和5年9月以前でございました。

令和5年10月からは、2回目の警告がGPA下位4分の1に該当する場合は、廃止とするのではなくて、停止にしています。その後4年目に適格認定で下位4分の1を脱した場合、復活可能となります。1年目、2年目は丸となっております。4年目は復活可能となっておりますので、4年目に警告要件ではなくなった場合には、ここが丸となることで、1年生、2年生、4年生の3年間で受給できるようになるということが令和5年9月以前との違い、ここが停止という区分を設けたことの効果になります。

資料3の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

**【福原座長】** 新しい数値が出ましたので、それを踏まえて、今、議論をしております。該当者というのは、全体のどれくらいになってきたのかということ、新しい基準でいうとこういう状況に変わってきたということが分かったということでございます。

今の資料の説明について、何か御質問はございますか。

そうすると、これはGPAに関する連続という場合については、廃止じゃなくて停止になって、復活の余地が出てきているという意味ですね。

【事務局】 さようございます。

【福原座長】 やはり前の制度と、今稼働を始めた制度では、大分、GPAの影響力というか、GPAで一律というわけではなくなってきたわけですね。今の基準は一緒でも、そういうGPAの基準が、実態に即した運営を期待している形になっているということですね。

【事務局】 特にGPAによって、3年生の段階で、4年生はもう絶対にもらえなくなるというのではなくて……。

【福原座長】 というのがなくなる。

【事務局】 3年生段階での努力や、学修成果によって、4年生はもう一度もらえるようになる。そういったような学修意欲ですとか、学修成果の喚起を、廃止ではなくて、停止という区分を設けることで促す仕組みとして、機能を目指しているということがこの趣旨でございます。

【福原座長】 ありがとうございます。

初回に打ち切りという形で打ち捨てていいんじゃないかと、学生の修学意欲をさらに高め、また実施の現場における支援体制も高めていくような制度運営になっていけばありがたいということを申し上げたら、そういう方向にはなって、新しい制度は少しそういう傾向を踏まえてきているということが分かったということですね。

数値も改めて出たところを踏まえて、何かこの数値で御質問とかはありますか。

【室橋委員】 質問です。

【福原座長】 どうぞ。

【室橋委員】 多分、出ていない気がするんですが、先ほどの資料2のほうの12ページのほうで、廃止となった学生は結構退学に至っているというところで、やはり修学支援新制度が止まると、奨学金が止まると、退学に至っているというところで、停止の場合は退学がどれぐらい出ているかのデータは、まだないということですね。

【事務局】 まだないところでございます。

【福原座長】 今、停止が決まったばかり……。

【室橋委員】 ということでしょね。

【福原座長】 さっきあったことは、そういう処分が出たときでも、恐らく学生課というところか、学修支援課というところか、各学校や大学でも、ほかの奨学金、実際いろいろ

るなものを紹介したりしているという意見がありましたよね。

そういう取組がなされていれば、併せてこの制度だけで、その方々を支援するというよりも、この制度が一つの中核になった上で、いろいろな制度が皆さんの支援に回っていく仕組みになっていけばということもあったので。まだちょっとそうなってしまうと言いはり難い。まだ4月に出たデータ、5月1日のいろいろな調査が出たばかりですから。ありがとうございます。

ほかに何か御質問があれば。

仁科委員、どうぞ。

【仁科委員】 すみません、私はさっきから言っている趣旨と変わらなくて、現行で大きな課題は見られないと思っているので、現行でいいと思います。

逆に言うと、各大学がノウハウを蓄積してきて、危なそうな学生または停止になった学生のフォローとかもだんだんできているような感じがするので、混乱を招かない意味でも、今のほうがいいかなとは私は思っています。見直しするんだったら、多分あと二、三年後のもうちょっとデータがあってからでないと、まずいかなと思います。

それと、やはり僕は個人的には相対評価でいいと思っているんですけども、絶対評価に結構こだわられている方がいらっしゃるの、これはどうなんですか。各大学は、うちの大学のうちの学部の例えばうちのこの学科は、1年次のGPAはこんな分布ですとか、2年次の学生のGPAの分布はこんな感じですよと、グラフに個人情報も関係なく出せますよね。

そうしたら、例えば下位4分の1に入らないんだったら、GPAは大体幾つぐらい取ってれば……。去年まではです。去年のデータからすると、多分年度によってそんなに大幅に変わるわけないので、このぐらいの目安だなということは分かるので。

僕はあんまり要らないと思っているんですけども、目標値が要るということをおっしゃる方が非常にいるので、それだったらそういうやり方もあるかなとは、今、考えたんです。これはどうなんですか。各大学、何か簡単にできそうですよね。累積がだんだん上がって行って、これ以下だったら……。

どっちのグラフでもいいです。累積の曲線を作ればいいだけの話で、そうしたら、目安が見えますということで、そうすると、この学期はGPAを幾つぐらい取らなきゃいけないんだということが、ある程度分かるかなと。

ただGPAの目標値は本当に実現性はあるんですか。私も昔ドイツ語で危なくなっても、50点を取らないと危ないとかいうので、期末試験で何点以上取らなきゃいけないというレベ

ルの努力目標というのは、具体性があるんでできるんですけども、GPAをあと0.5点上げる  
ことというのは、目標になるのか。やはりもう全般的に努力することが一番重要なのかな  
とは思っています。後半は、いろいろ考えて、何かほかのことをできないかなと思った思  
いつきです。

【福原座長】 なるほど。重要なことだと思います。そのことがやはり学生たちがもつ  
と頑張らなきゃという気持ちにしていけるような指標になっているかということですよ。

そのためには、GPAそのものを予測できなくても、それに結びつく何か成績評価だとか、  
いろいろなものが間接的に分かれば、それを目標にしてもらえればいいというんですけれ  
ども、これも……。

【仁科委員】 すみませんが、ただこれは各大学はデータを出したがるかもしれないので、  
まさかとは思いますが、妙に評価に引っかかってくると困るなどという大  
学が出てくる。それは別問題もあるかもしれないので、何とも言えません。

【福原座長】 そうですね。いろいろなアクレディテーションの基準では、専門職や資  
格に結びつくところあたりは、やはりその成績評価が受験資格に結びつくこともあるので、  
そういったようなものについては、厳格に評価し、学内公表もするという傾向は見てとれ  
ますが、一般的なGPAに結びつくそれぞれの評価について知らせているかというのと、これは、  
各大学によって、分からないです。実情が少し分かりにくいところがあるのかもしれない  
です。多様性があるので、比較もできないかもしれません。

【両角委員】 文科省が各大学のデータを把握していないんだとしたら、それはそれでい  
いことかもしれないので、よろしいのではないのでしょうか。すみません、余計な事を言  
ってしまいました。

【福原座長】 教育の質を保証しようという動きから、基準協会あたりがこうやってい  
る。そういうものからは厳格な成績評価ということで、いろいろな手法が推奨されてはお  
りますけれども、一律に何かの基準に基づいて文科省が指導するものでもなければ、各大  
学のそういった専門性や多様性に依拠して実施がなされているということしか、認識はでき  
ないと思っています。どうもありがとうございます。でも、大変重要なことです。

ほかにかがですか。今年出ているものがこれくらいだからという御意見は、大変貴重  
だったと思います。まだまだ見ていかなきゃいけないということは、室橋委員の意見から  
もそうだと思うんです。ですから、それだけで、制度変更というんですか、ルールチェン  
ジをする理由にはなかなかしにくいだろうという貴重な意見もいただきました。ありがと

うございました。また、フィードバックしても結構ですので。

議論をまとめて、次回、第4回にはこの場の大体の方向性というか、具体的な制度設計に及ぶ方向性を打ち出していかなければならないということで、報告書の作成を目標にしております。そこで、その前半部分になるということか、本日御意見をいただくまでのまとめの経緯を、今まとめてもらって、そしてそれを踏まえて、皆さん方に次回までに報告書のまとめになるような御意見を考えておいていただきたいと思います。

これまでの当委員会、本日3回までの検討の経緯について、そしてどんな意見が出たかをもう1回振り返って、今日と照らし合わせて、まとめに向かいたいと思います。資料4、これまでの検討の経緯についてまとめてもらったものを事務局の報告によって、認識を共有しておきたいと思います。それを踏まえて、時間の許す限り今日少し御意見をいただいて、次回、最終回としたいと思います。

では、事務局のほうから検討の経緯について、それでこれによって、次回まとめる論点がクローズアップされればと思います。よろしくお願いします。

**【事務局】** 承知いたしました。

資料4を御覧ください。今、座長からもお話がございましたが、次回がこの検討会議の最後の会となることを踏まえまして、事務局で、これまでの委員の皆様御意見というよりは、どちらかという、制度設計の経緯のほうを中心にまとめさせていただいておりますので、会議としてこういうアウトプットを出そうというのはまだ書き込んでおらず、あくまで今回の検討の経緯として書かせていただいているものでございます。

**【福原座長】** 分かりました。

**【事務局】** 「はじめに」のところでございます。本制度についての基本的な考え方をまとめたものが、この「はじめに」のところです。

本制度は低所得世帯の者に対し、社会で自立し、活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成することを目的として、令和2年度から開始されたものでございます。

最初の会議でも資料として御紹介申し上げましたが、制度開始前には約40%と試算されました住民税非課税世帯の方々の大学等進学率が、令和5年度で約69%となるなど、成果を上げつつあるという状況です。

2つ目の丸ですが、昨年12月に「こども未来戦略」が閣議決定されました。この中で、「教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があること

から、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育費については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある」としています。

このことを踏まえまして、今年度から多子世帯、私立理工農系の中間層に対象を拡大することに加えまして、来年度、令和7年度からは多子世帯の学生等について、授業料等を無償とする措置を講ずることを政府の方針として既に示しているところです。

この「こども未来戦略」の中で、令和7年度からの取組に併せて、「対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることも含め、早急に具体化する」としておりまして、このことを踏まえまして、本検討会議で御議論をお願いし、議論いただいているところでございます。

最後の丸でございます。本検討会議では、本制度の施行から4年が経過し、これまでの実績や成果等を踏まえつつ、本制度の趣旨、目的を達成する手段として、見直すべき点はあるか。また令和6年度、令和7年度からの学生数の拡大によって、学業要件等に変更するべき点があるかという視点から具体的な検討を進めてきたと。これは最初の会議で論点案としてお示しいただいたものの考え方を、改めて記載をしているものです。

次に、2ページです。学業要件全体に係る考え方について整理をしております。

1つ目の丸ですが、本制度は、支援を受けた学生の方々がしっかり学んだ上で、社会で自立して活躍いただくことを目的としております。この仕組みは、給付型の奨学金と授業料等の減免を組み合わせで行うものです。本会議での御意見もございましたが、公費を投じる以上、社会的にも理解が得られるような支援を行う必要があるということとなっております。

このことから、進学前の明確な進路意識、そして強い学びの意欲、進学後の十分な学修状況をしっかり見極めた上で、支援を行うことができるよう、この学業要件というものを設けているところでございます。

具体的には、高校在学時の成績だけで否定的な判断をするのではなく、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、要件を満たす場合には、人数の制限なく、支援の対象とすることとしております。

このように採用時の要件というものを緩やかにする一方で、大学等へ進学した後は、学修状況について厳しい要件を課す。その要件を満たさない場合には、「廃止」、「停止」、「警告」の措置を講じることとしております。

下の脚注は、これまでの会議でも御説明した、「廃止」、「停止」、「警告」の具体について

入れております。

具体的には、進学前は「学修意欲」でした。進学前と進学後で「学修意欲」を継続的に確認しつつ、進学後は「学修意欲」に加えて、学生等が十分な学修状況を行えているかということを見極める観点から、学修成果の「質」についても一定の要件を設けているものとなっております。

3ページは、本会議でも御紹介しました学生等へのアンケートについて、数値を御紹介しているものです。

続いて4ページを御覧ください。こちらが、出席率・修得単位数に係る要件でございます。

上の枠は現在の取扱いについて、記載をしております。

出席率に係る要件、1つ目の丸ですが、1科目の授業数が15コマ（半期）と仮にした場合には、現行は3コマ（2割）欠席した場合に警告、8コマ（5割）欠席した場合に廃止ということとなっております。また令和5年度末の数字については、先ほども御紹介した数字を記載しております。

また次の丸では、学生等へのアンケートの結果について記載をしております。

修得単位数も現在の状況を記載しておりますが、6割未満は警告、5割未満は廃止としております。その後、現在の適用状況について数値を記載しております。

続いて5ページでございます。GPA等につきましては、上のところに現行の要件とその特例の規定を記載しつつ、下の丸のところ、趣旨をまとめております。

まず1つ目の丸のところ、本制度では、進学後の学修状況を見極める観点から、GPAの要件を設けてございます。そうすることによりまして、支援を受けている学生の学修成果の「質」について水準を求めるという設定の仕方となっております。

先ほど私から現行の仕組みとして御紹介を申し上げましたが、大学等によってその評価の水準がまちまちであり、絶対的な水準を設けることが困難であることから、相対的な水準による要件としているというのが、現在の状況でございます。

またこれは前回の会議で私が御説明した内容を記載しておりますが、旧給付型奨学金では「警告」に係る、「学修の評価内容」に関する要件として、「下位2分の1」であることを目安として設けておりました。

この制度が始まったときは、この取扱いを踏襲しつつも、進学を後押しするだけでなく、その後の学び、修学を積極的に支援をする、そして社会での自立・活躍を図ることが制度の目的でありますので、「警告」を連続して受けた場合には支援を打ち切るこ



ととすることと併せて、「下位4分の1」と設定をしたということを記載してございます。

その後、「停止」の話でございますが、一旦警告の連続により支援が受けられなくなったとしても、修学を継続して、修業年限までに卒業することを後押しする観点から、支援を受けられなくなった後の学業成績次第で支援を再開することができるよう、令和5年10月から、2度目の警告がGPA要件の場合のみは、廃止ではなくて、停止をする、次の学業成績の判定時まで支援を停止するということとしております。

最後の丸は、先ほど御紹介申し上げたデータを記載しております。

6ページ目の1つ目の丸は、学生アンケートの結果について記載をしております。

2つ目の丸については、現在の特例について、記載をしているものでございます。

最後7ページでございます。こちらは、その他の学業要件としまして、特に2つ目の丸、本日も御議論いただきましたが、傷病や災害等により学生本人に帰責性のない事由により、学業成績に関する一定の基準を満たせず、支援をつけることとした場合には、本制度の趣旨を損なうおそれがあります。そうしたことから、やむを得ない事由に該当する場合に「廃止」または「警告」に該当しないとする特例を設けています。

まずはこの制度の経緯ですとか現在の学業要件に係る考え方について、事務局で文章化させていただきました。この後、この会議での御議論を踏まえて、報告書としてまとめていただくことを考えております。

私からの説明は以上でございます。

**【福原座長】** ありがとうございます。

今日までいただいた意見も付記しているように私は御紹介しましたけれども、その部分は撤回いたしまして、これまでの検討の経緯、特にやや改まった現行制度とアンケートの結果や、また現状の統計数値などが書き込まれた、あくまで客観的なものでございます。当委員会は、これを踏まえて、改めて各問題点について意見を付して報告書にするということになります。

ではいかがでしょうか。いっそう、分かりやすくなってまいりましたが、学業要件の見直しというところは総論的なことでございますので、これについて総論的な御意見が付加、記されるということであり、そして、後、各要件ごとに、出席率、修得単位数に係る要件、GPA等の学修成果に係る指標、その他の学業要件ということになっております。

そして議論の途中から申し上げたように、この制度運営に充てる支援体制といったようなものも浮き彫りにし、関係づけてまいりましたので、そういった立てつけになってくる

であろうということが予想されます。

さて、まとめていただきました検討の経緯をこれまでの意見と照らして、こういう方向でまとめていったらいいんじゃないかとか、改めて繰り返してこういう意見をもう少し強調したほうがいいんじゃないかということがありましたら、何なりと本日の残る時間で意見を賜り、また次回それをまとめにしたいと思います。いかがでしょうか。

大体出尽くしてきた感はしますが、改めて振り返ってみるとどうでしょうかということです。

どうぞ。

【吉岡委員】 資料4のまとめの4つ目の丸のところに書かれているように、この検討委員会の基本的な任務というのは、要するに新しい中間層への支援拡充であるとか、多子世帯の無償化という新たな要素で、これは当初の低所得者世帯にかなり限定していたものから、ある意味ではかなり異質な要素が入ったんだと思うんです。

それで、制度の変更がどれだけ必要かということですが、そういう意味では、よく分からないところがあるという、多分これまでの意見もそうだと思います。今までのところの制度で、同じ条件、同じような対象をしているところで、何を改めていくかという話ではなくて、新たな要素が入ってくる、対象者が入ってきたときに、どういう変化が起こり得るのかということが中心だということなんです。

一つは、やはりこれまでのところで、仁科委員がおっしゃったように、あまり大きな問題がなかったということであるならば、一定程度の修正があったほうがいいのかということでは議論すべきかもしれませんが、大きな枠組みについては、あまり大きな変更が必要はないということになるのかなと思います。

各大学等のアンケートでも、物すごく困っているということは、あまり出てこなかったんです。その辺は、一つの方向かなと思います。

【福原座長】 先ほど仁科委員がいみじくももう先取りして、御発言いただいたことが、総論については当てはまってくるのではないかということでしょうか。

新しい要素が入って見直しをしようとしているけれども、新しい要素だけで見直してしまったら今までのいいところを失いかねない。今までのところがきちっと機能しているんだったら、それは維持しつつ、またせっかくの機会であるから、今までのものについても、疑問点や問題点があるならば、よりよいものにしていくということが必要かと思います。

今、吉岡委員にまとめていただきましたように、今回の議論の目標が定まってくればい

いだろうということでございました。総論的にはそのような形が、仁科委員も吉岡委員も両方でおまとめいただいた。

両角委員、どうですか。

【両角委員】 ありがとうございます。

高等教育機関側から見ると、そんな大きな問題はなく、制度を入れたばかりで、すぐ変更することは、かえって混乱するんじゃないかということについては賛同します。

ただ一方で、やはり少し引っかかっていることがあります。今回検討していることが、対象の学生が拡大するというだけでなく、これまでの実績や成果というところで、機関側には聞いてはいるんですけども、学生アンケートをしてはいるものの、どうしても回答率が低くて、本当に困った方の声を聞いていないで決めているんじゃないかという不安が拭えないところがあります。

制度の機関側はもちろん教職員がしっかり見ているので、こんな状況になったら、警告になったら、いろいろな手厚いサポートをしているということはすごく伝わってすばらしいことだなと思った一方で、例えばファーストジェネレーションの学生などが大学に進学するときに、本当にどこまでこれがちゃんと理解されて使われているんだろうか、あるいは保護者に同じ情報を共有されたときにも、随分いろいろな受け止め方があるのかなという気がしています。

その問題がないということが分かればいいんですけども、今回そうした当事者側の意見があまり聞けていないから、今回検討したところだと、そこが抜けているのではないかというところの懸念だけです。

仁科委員がおっしゃったように、ほかの観点については、大きな混乱はないし、むしろ、今あまり変えると、現場に混乱があるということはもちろん理解できて、そういう考え方もあって、それは確かだと思う一方で、それだけを懸念として感じていますということです。

以上です。

【福原座長】 ありがとうございます。

同様の意見は、室橋委員からも繰り返し出ていました。室橋委員、今の両角先生に加えて、何か。

【室橋委員】 まさにおっしゃるとおりで、今回、事前にちゃんと伝えておけばよかったんですけど、やはり関係団体に学生当事者の団体が入っていないので、なので、そこが

まさに唯一懸念するところです。特に学生といっても、指摘にもありましたけれども、やはりこのアンケートに答えていない、廃止になった人たちは答えていないというところなので、その人たちがどう感じたかということは把握した上で、最終的な結論を導き出したということ、まさにおっしゃるとおりです。

もう1個だけ加えさせていただくと、大卒の枠組みは基本的にはこれでいいかとは思いますが、逆を言うと、今回、対象が増える。その上で総体的な基準が変わらないとなると、GPAに関しては単純に相対的に厳しくなるということなので、やはりこのまま4分の1ということは、これがさらに厳しくなるということは、厳しすぎるんじゃないかなというところで、せめて5分の1に変えたりとか、そこら辺の考慮は……。逆にそのまま踏襲するために、この相対的な基準は、単純にパイが増えるんで、やはりそれに合わせて変える必要はあるかなとは思いますが。

あと、高校側、中川委員や市原委員、あるいは高専側からは、出席率については、最初からもう少し厳しくやってもいいよという御意見。対象が増えれば、増えるほど、その辺はもっと厳しくやってもらったほうがいいよという話もありました。

特に当事者ですけれども、打ち切られたり、何なりされた方の御意見を聴取する方法というのなかなか難しい。

【室橋委員】 難しい。あんまりいないですよ。

【福原座長】 学生団体に聞いても、その学生団体の中に、そういう方……。

【室橋委員】 そうあんまりいないので。

【福原座長】 そういう学生団体はないと思うので。

【室橋委員】 それ、そうなんですよね。そういう人……。

【福原座長】 そういう意見は、恐らく……。私もそれが気になっていたんで、室橋委員の御指摘、今また両角委員からもお話があった、やはり特にそういう御父母ですよ。あるいは御家庭の意見とか、恐らく今回の各教育団体の現場がそういうものを踏まえていてくれるのではないかと推察したので、またそういった制度が変わった1年目だったので、そういうところの意見までも吸い上げにくかった事情も、正直に認めて、今後、先ほど仁科委員がおっしゃったように、今後、やや拡大した形での運営がされたときには、そういう意見もしっかり踏まえるべきだということは申し添えてもいいかもしれません。

どうもありがとうございました。今からもう少し聞き出すといっても難しいですね。

【吉岡委員】 これも今からだと難しいと思うんですけど、例えば廃止になったり等々

の人たちのある種の属性は、統計的に取れる部分はあるんじゃないかと思うんです。例えば家計であるとか。

【福原座長】 この中にあった。

【吉岡委員】 そうです。だから、例えば今度多子世帯等が入ってきたおかげで家計が苦しい人たちが割と廃止になってしまうという傾向が現れてきたりすると、これは大変大きな問題ですけれども、それも含めてアンケートを取って、この制度でよかったかと聞くということ……。できればいいですが。

それはなかなか難しいとしても、何らかの属性の対象に対して統計的に取っておくということはあり得るのかなと思うんです。どれだけそういう情報があるかは分からないです。でも、採用のときには、少なくともその両方を取って採用しているはずなので、ある程度はできるのかなとは思いますが。

したがって、今回の答申では難しいかもしれませんが、こういうものは変化するので、変化したときにどういう影響が出てきているのかということとは追いかけるのかなということは漠然と思います。その辺のところは分かりませんが。

【福原座長】 ありがとうございます。

その制度がというと……。

どうぞ。

【中川委員代理】 すみません、ありがとうございます。

教育団体にアンケートを取った中で、廃止になった学生が退学に至っている数が多いと。それは一つ課題なのかなと。せっかくこういう支援を行って、高等教育を受けてもらって、社会で活躍してもらおう人間を育てようとしている中で、そういう数が増えていくということは、何か手だてを考えてあげてもいいのかなと。

そうすると、例えば、参考資料の3ページにあったように、当初は2年目で廃止になると、その後2年間は支援が受けられないと、それが改善されて、2年目のところで停止になったら、次で復活ができるというところではあるんですけども、復活ができないこともある。

この支援というのがゼロか10かという支援の形になっているんですけども、それが、もう少し違った形、少し複雑になっちゃうかもしれないんですけども、例えば10ではなくて違う形の支援ということで、もう1年様子を見て、それで元に戻らなければ、ゼロもありかなというような形というのは取れないんでしょうか。

【福原座長】 この制度の中に、さらにそういう段階的な措置をとるけど、できたら

ほかの給付の免除ではなく、何か別の貸与か何かでつないでもらうような制度を各学校種で用意されていたかどうかということもあるでしょう。この制度の周辺で、この制度を補完するような取組がどれだけでなされていたかという。先ほどヤングケアラーの問題もあったけれども、そういう支援体制が整うことを期待もしていた制度ではあったかと思えますので、その辺の実態ですよね。

室橋委員、そういうところもあるんでしょう。やはりこの制度をせっかくつくったんだけれども、この制度の下で、大学に行けた。そして1年にいたけれども、やはり成績、いろいろな要件に満たさず、退学していったという人たちを……。

**【室橋委員】**　そうですね。前回の令和2年度のこの検討会議でまさに来ていただいた方々、学生で貧困世帯の方々にヒアリングをさせていただいたときに、来ていない人も含めて、やはり辞めた人のアンケートも取ったんです。

そのときに、やはりコロナとかで家の収入が減って、家庭が厳しいほど、アルバイトをずっとしなくちゃいけなくて、それで大学を辞めざるを得なかったというケースを聞いていました。なので、出席率を上げる懸念とかは、より厳しい層にそのハードルが上がってしまうので、本当に一番必要にしている人たちが、今度は逆にもらえなくなるという懸念があるんです。

そこが何か子育ての文脈で入ってきているんで、ただ、やはり一番の本丸は貧困世帯、本当は学修意欲があるけど、経済的に行けない人たちへの支援が、この奨学金の一番の意義だとは思って、そこはずらしたくないという思いはあります。

**【福原座長】**　いろいろな学校、大学での修学条件というものはありますので、一律に議論できない点多々あるのですけれども、今、御意見としていただいてまいりましたので、まとめ方において再検討してみたいと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

あと、今日、大体御意見をいただきましたら、それを踏まえた骨子を用意してもらって、次回肉付けして終了というようなことになろうかと思えますので、今のうちに骨格に当たる部分につきまして何か。よろしいでしょうか。大体、出てきたような御意見、今までの議事録をまとめていただければかと思えます。

それでは、予定していた時間も近づいてまいりましたので、本日第3回の会議は終了に向かいたいと思います。

本日も資料を踏まえての様々な貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

さらに全体を通じて、運営に関して御意見が何かあれば伺います。

【市原委員】 すみません。

【福原座長】 どうぞ。

【市原委員】 一つ、会議の内容とは少し違うかもしれませんが、各団体からいただいたこの参考資料の中で御質問があったので。

【福原座長】 どうぞ。いいです。まだ何かあればということで、最後に皆さんから聞く時間ですので……。

【市原委員】 いいですか。

参考資料の6で、日本私立短期大学協会のページ。これは、ページ数が各団体で1からになっているので、3分の2ぐらいのところを、皆さん、見ていただけましたでしょうか。その4ページ目の下から4行目を見ていただきたいんですが、「編入学及び進学の給付奨学金継続について」というところです。

ここで、専門学校は途中で退学して2年次に編入した場合には、給付の継続が認められるが、大学や短大は給付継続とならないと書いてありますが、これは事実なのでしょうかとということをお聞きしたいんです。

【事務局】 申し訳ございません。まだこの文章の正確な読み取りが、私ができていないところですが、特に学校種によって特別な取扱いをしたりですとか、そういったことはしておりませんが……。

【市原委員】 ということは、この文章は間違っているという……。

【事務局】 単位を引き継ぐなどして編入学した後も支援は継続できます。

今回私もこの各団体からいただいた御意見を拝読していて、私どもの制度設計の趣旨ですとか、今日も多く御意見をいただいた特例のところについて、例えばこういう場合は特例が適用できないのかというような御質問を我々もいただいて、ケースによってはできるのかなというようなものも結構上がってきたところでした。

先ほど室橋委員からお話がありましてとおり、御家庭の状況で、例えば生計維持者の方が病気になって、アルバイトをしなければならなくなった場合とか、この場合は該当し得る場合も多くあると我々は思っています。そういった場合、ただこれまで事例が蓄積されていなくて、そこをお示しできなくて、大学等でなかなか御判断いただく余裕がなかったというのが本音だと思います。そういったところを、この件に限らずということですが、私どもとして、こういった場合にはこうですということをしっかりお示しすることが大

事と思った次第でございます。

【市原委員】 このままの文章で、もし短大のほうがこういう御理解で生徒と接していた場合には、非常に大きな問題になるのではないかと、制度全体の信頼を脅かすような話になってくるのではないかと、読ませていただいたんです。

【福原座長】 ここもそうですね。書いてありますね。その辺、編入学や再入学とか、レアケースの場合の運用がどうなっているのかというところまでは、今すぐここで正確な結果が得られないかと思えます。再入学とか2度目とか、2度行ったとか、2つ行ったとか、編入学だとか、一旦辞めて、再入学して、前のものを読み込んで、再入学をしているなど、いろいろなパターンがあります……。

在学の関係というのはいろいろなパターンがあるので、ここでは一番分かりやすい、通常の進学ルートを想定しておりますが、そういういろいろな事情で、修学を中断して、また入り直された方というのは、どういう支援対象になっているのか、それがこの学校種によって違っているのかということですね。

【市原委員】 はい。

【事務局】 私、先ほど漠と……。

【福原座長】 どうぞ。

【事務局】 新しく入学し直す場合は対象にならない。これは学校種ごとに変わらないです。ただ単位を引き継ぐなどして編入学する場合は対象となる。これも学校種を問わないということがお答えになります。

この辺りの記述について、また確認できればと思います。この場で明確にお答えできればよかったのですが、失礼いたしました。

【市原委員】 またよろしく願いいたします。

【福原座長】 学びの多様性ということからすると、大変重要な御指摘であったかと思えます。

あと、この機会にそのほかに何か御質問あるいは次回までに事務局にお願いをすることなどがございましたら、承りたいと思います。引き続き何かございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

今日も資料に基づいて貴重な御意見、様々ありがとうございます。活発な御議論をいただきました。この機会にお申出がないようでしたら、最後に今後のスケジュールを事務局からお教えいただきたいと思えます。よろしく願いします。



【事務局】 次回は、6月17日月曜日に開催する予定です。詳細につきましては、追って事務局から御連絡を差し上げます。

本日の会議の会議内容につきましては議事録を作成いたしまして、また委員の皆様方に内容を御確認いただいた上で公表いたします。

事務局から以上でございます。

【福原座長】 ありがとうございました。

暑さを増しているこの頃でございますけれども、また御多忙を極めておられる中、本日も貴重な時間を御一緒していただきましてありがとうございました。

次回、あまり期間がございませんけれども、今の点を踏まえて、事務局のほうと、また座長等のほうで、次回の御議論でおまとめいただけますように骨組みづくりをしてまいりたいと思います。その間、今、市原委員からお申出がありましたように、ここの点、この機会にぜひ明らかにしておいてほしいとか、何かそういうことがございましたら、事務局宛てに早めにお知らせをいただきたいと思います。本日もどうもありがとうございました。

では、これにて散会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —